

じんけんの風 Jinken NO Kaze

2025 Autumn
vol. 50 秋号

宮崎県人権啓発センターだより
「人権」とは、人間らしく幸せに生き
るための権利。だれにとっても身近
で大切なものです。思いやりの心を
もって、みんなで「じんけんの風」を
吹かせましょう。



特集

人にやさしいまちって、 どんなまち？

障がいのある人と人権

| | |
|-------------------------------|---|
| おもいやり駐車場制度／補助犬 | 3 |
| 障害者差別解消法 | 4 |
| じんけんinterview 柳田哲志さん | 5 |
| 「誰もが共に学び、生きる社会」 | 6 |
| 11月は「児童虐待防止推進月間」です！ | 7 |
| 北朝鮮人権侵害問題啓発週間／ 性的マイノリティと人権 | 8 |
| 犯罪被害者等支援にご理解を！ | 9 |

人にやさしいまちって、 どんなまち？

障がいのある人と人権

いま、あなたの目の前で、障がいのある人が困っています。

あなたならどうしますか？積極的に声をかける人もいれば、見て見ぬふりをする人もいるかもしれません。

何かお手伝いしたいけど、どうしていいかわからないという人もいるでしょう。

今回は、障がいのある人の人権について一緒に考えてみましょう

障がいってどんなこと？

目が見えない、耳が聞こえない、身体が不自由……障がいといつても、その種類は多様。大きくは「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」に分けられますが、生まれつきの人もいれば、事故や病気などによって途中から障がいを持つことになった人もいます。

宮崎県には現在、約8万人の障がい者が暮らしています※。これは県民の13人に一人の割合。超高齢社会である今、年を重ねれば何かしら身体に支障が出てきますし、明日事故に遭って不自由な身体になるかもしれません。

障がいは、すべての人にとって“自分ごと”なのです。

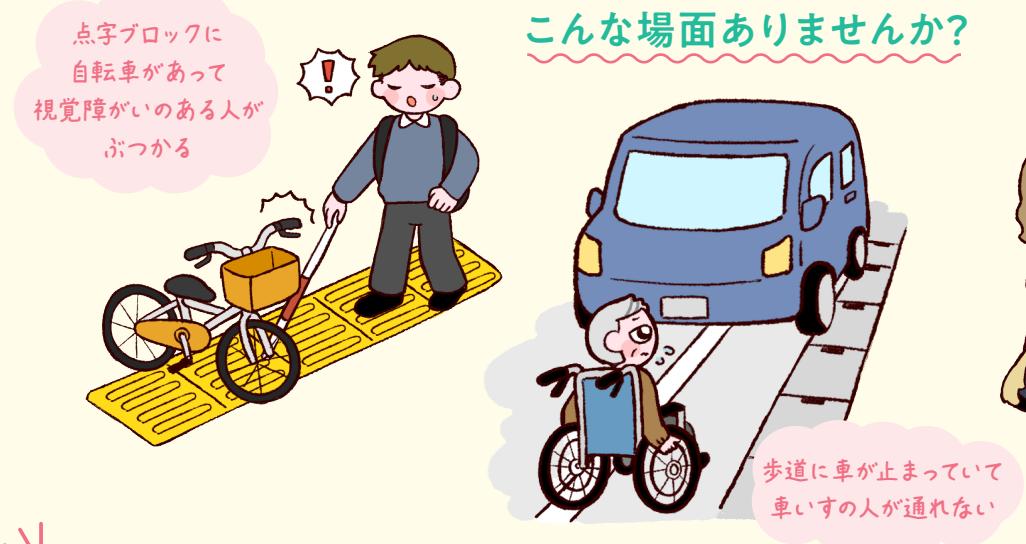
※障害者手帳交付数による数。手帳の交付を受けていない人も多くいます

13人に1人

宮崎県の障がい者数(障害者手帳交付数)

| | |
|--------------------|---------|
| 身体障害者手帳(身体障がい) | 54,655人 |
| 療育手帳(知的障がい) | 12,661人 |
| 精神障害者保健福祉手帳(精神障がい) | 12,357人 |

(令和7年3月末現在)



△
キーナンバー

43.3% 嫌がらせやいじめ

内閣府による「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月)で、障がい者に対する人権問題に関して体験したり見聞きしたことを見た質問。回答で一番多かったのは、「職場や学校などで嫌がらせやいじめを受けること」でした。他には「じろじろ見られる」「差別的な言葉」「不利な扱い」が上位を占めています。

これってやさしい社会ですか？

キーワードは
**「不当な差別をしないことと
「合理的配慮をすること**

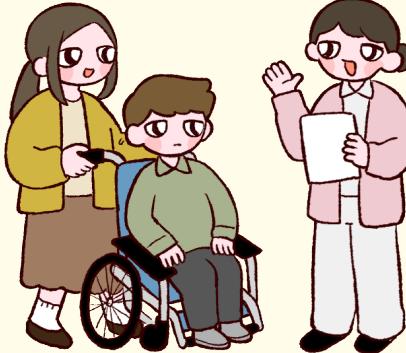
改正障害者差別解消法(2024年4月1日施行)では、「不当な差別的取扱をしてはならないこと」と「合理的配慮の提供」をしなければならないことが行政機関および民間事業者に義務づけられています。→詳しくは4ページ参照

「不当な差別的取扱い」の禁止って？

障がいがあるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供を断ったり、条件を付けたりすることは、「不当な差別的取扱い」にあたります。



漠然とした安全上の問題を
理由に利用を断る



本人ではなく
付き添いの人とばかり話す



アパートの契約を断られる

((障がいがあるから一律に対応するのではなく、個別の事案ごとに、
具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。))

「合理的配慮」の提供って？

障がいのある人にサービスを提供するとき、障がいのある人から「手助けが必要です」と言わされた場合、負担が重すぎない範囲で対応することです。



聽覚障がいのある人に
文字で伝える



飲食店などで
車いすスペースを作る



お金を渡すときに
お金の種類別に渡す

((負担が重すぎるかどうかは、配慮するために必要な人手や費用などを全体的に考えます。
また、勝手に判断するのではなく、障がいのある本人と話し合って検討することが大切です。))

「シャイな宮崎人も
勇気を出して！
できることからはじめよう

やさしくて親切と言われる宮崎人、でもちょっとシャイで一步踏み出せない人もいるかもしれません。「何かお手伝いできることはありますか？」まずは一声かけてみませんか。多様な人が暮らす社会、あなたの周りにも助けを必要としている人がきっといます。相手の気持ちに寄り添って、できることからはじめましょう。

知つとこ!

おもいやり駐車場制度



県内の商業施設や病院、銀行、官公庁など公共施設に設置された身体障がい者用駐車場等を、適正に利用してもらうための制度です。利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図ります。

障がい(身体・精神・知的)のある方や難病の方、介護の必要な高齢者や妊産婦など3種類の利用証があり、車内のルームミラーなどにかけて使います。また相互利用協定によって全国各地(一部を除く)で利用することができます

目印!

おもいやり駐車場

(車いす利用者優先駐車場)

この駐車スペースは、「おもいやり駐車場利用証(車いす利用者用)」をお持ちの方が優先的に利用できます。

宮崎県

おもいやり駐車場



この駐車スペースは、宮崎県発行の「おもいやり駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

宮崎県

おもいやり駐車場利用証



車いす利用者用(赤)

おもいやり駐車場利用証



車いす利用以外の障がい者・高齢者用(緑)

おもいやり駐車場利用証



妊産婦・けが人用(オレンジ)※有効期限あり

利用証の交付は市町村の障がい福祉主管課や県の窓口で申請できます

大切なパートナー

補助犬

盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるように障害物を避けたり、段差や曲がり角を教えたりするなどしてサポートします。



聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に玄関のチャイムの音や赤ちゃんの泣き声、警報器の音等、生活に必要な音を聞き分けて教えます。



介助犬

手や足に障がいのある人の日常生活における動作をサポートします。

指示した物を持ってくる、衣服の脱衣の補助等を行います。



補助犬を見かけたら

- 食べ物を与えないようにしましょう
- 見つめたり、触ったりしないようにしましょう
- 話しかけないようにしましょう



ほじょ犬マーク

補助犬同伴の受け入れにご理解をお願いします

「身体障害者補助犬法」では、公共施設や公共交通機関、不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬同伴の受け入れを義務付けています。補助犬は障がいのある方の自立や社会参加をサポートする大切なパートナーです。補助犬の役割について理解し、補助犬の同伴を温かく受け入れてください。厚生労働省では、身体障害者補助犬法の理解促進を目的に「ほじょ犬ステッカー」や「身体障害者補助犬リーフレット」等を作成しています。是非ご活用ください。

お問合せ | 宮崎県福祉保健部障がい福祉課 TEL.0985-32-4468

障がいのある人もない人も 共に暮らしやすい宮崎県づくりを目指して

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」は、
障がいのある人が生活する上で活動を制限する様々な障壁を取り除き、障がいの有無に関わらず、
互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための法律です。

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対し、
「合理的配慮の提供」と「不当な差別的取扱いの禁止」を求めていきます。

合理的配慮の提供

障がいのある人から「手助けが必要です」と伝えられた際に、
障がいのない人と同じようにできる状況や機会を整えるため、
「過重な負担」にならない範囲で手助けをする必要があります。

例えば…

- 車いす利用者の申出に応じて
車いすのまま着席できる
スペースを確保する
- 筆談や読み上げ、
手話などを用いた意思疎通を行う



令和6年4月1日から

事業者による障がいのある人への

「合理的配慮の提供」が義務化されました。

| | 行政機関 | 事業者 |
|-----------|------|-----------|
| 不当な差別的取扱い | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供 | 義務 | 努力義務 → 義務 |

合理的配慮の提供に当たっては、何が障がいのある人の障壁となっているかを理解し、互いに話し合いながら、共に対応案を検討することが重要です。

合理的配慮の提供のポイント

- 前例がない、「もし何かあったら」といった漠然としたリスクでは断る理由にならない。
- 障がいのある人からの申し出が、事業の実施に多大な影響を及ぼす場合など、「過重な負担」と判断される場合は、合理的配慮の提供義務の違反にあたらない。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由に正当な理由なくサービスの提供を断ることや、サービス提供にあたり、条件を付け、障がいのない人と異なる対応をすることは禁止されています。

例えば…

- アパートの契約で、
障がいがあることを伝えると
部屋を貸してくれなかった
- 付き添いの人がいないと
施設やサービスを利用できないと
言われた



宮崎県の取り組み

県では、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を制定し、相談窓口の設置や啓発、研修事業を行っています。

■ 障がい者の差別に関する相談窓口

障がい者差別に関するお困りごとをご相談ください。

電話: 0985-23-3388

場所: 宮崎市原町2-22 (県福祉総合センター4階)

時間: 午前9時から午後5時まで

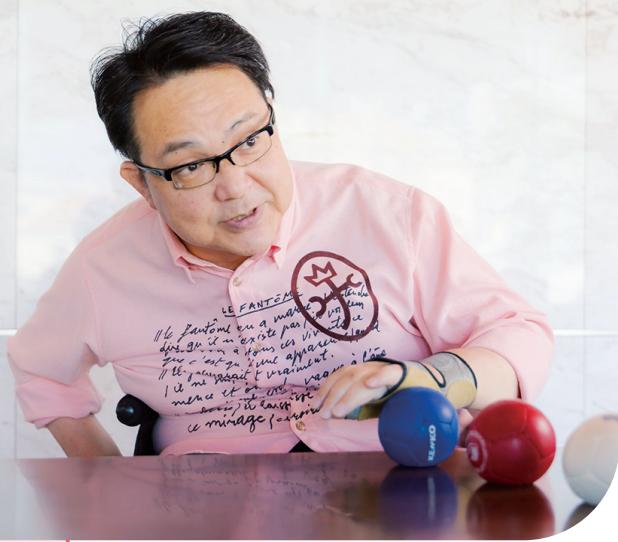
(正午~午後1時、土日祝日・年末年始を除く。)

■ 障害者差別解消法に関する啓発

この記事の詳細は、県ホームページで紹介しています。右記2次元バーコードからご覧ください。



お問合せ | 宮崎県福祉保健部障がい福祉課 TEL. 0985-32-4468



励まされる人よりも 励ます人でありたい

テレビ宮崎 アナウンサー 柳田哲志さん

仕事中の事故により頸髄を損傷し、重度身体障がい者となった柳田哲志さん。過酷なリハビリと職場復帰、障がい者スポーツとの出会い、これからの社会に願うことをお聞きしました。

リハビリを支えた職場復帰への思い 障がい者スポーツとの出会い

2008年、40歳のときに番組中に首の骨を折り、首から下が麻痺状態になりました。自分で動かせるのは肘と肩と首から上だけ。家族はもちろん介護士さんや看護師さんにサポートしてもらっています。事故後、熊本・福岡の病院、大分の自立支援施設で約3年4か月にわたる治療・リハビリ生活を送りました。ときには気を失うほどの過酷な訓練もありましたが、仕事に復帰したいという強い思いが背中を押してくれました。

番組中の事故だったので、とにかく番組復帰して「ご心配をおかけしました。元気になりました」と伝えたかったのです。そして「なへんちゃって！」と車いすから立ち上がる夢が夢でした。アナウンサーには欠かせない腹式呼吸ができなくなっていましたので、絵本の読み聞かせにも懸命に取り組みました。2011年、復帰を果たしたときは本当にうれしかったですね。現在は週4日の短時間勤務で、主にナレーション対応や後進の育成にあたっています。

大分で出合ったのが障がい者スポーツのボッチャです。東京パラリンピックでも注目されましたよね。目標とする白いボールに自分のボールをいかに近づけられるかを競うスポーツです。障がいの有無にかわらず、誰でも一緒に楽しめるインクルーシブスポーツとしても人気です。当時、宮崎には競技としてのボッチャはなかったので、私と妻とで宮崎ボッチャクラブを創設し、2014年には有志6人で宮崎県ボッチャ協会を設立しました。現在は日本選手権や宮崎障スポに向けて活動しています。

ワタシ/オシ!

映画鑑賞

日常の中で一番癒されるのは映画を観ている時間です。おすすめの作品は『リメンバーミー』『最強のふたり』『ロレンツォのオイル』『Coda あいのうた』『グリーンブック』『イエスマン“YES”は人生のパスワード』『ビッグ』などです。すばらしい作品との出会いが一番の活力になっています。

誰一人取り残されず みんなが笑顔になれる社会を

自分が当事者になってみて、やはり健常の方は障がい者の現実をほとんど知らないと思いました。私自身、初めて知ることが山ほどありました。妻と2人で知識ゼロのところから、病院や施設のこと、ベッドメイクの仕方、服の着せ方などを手探りで学んでいきました。だから皆さんにも、正しい知識をもって“自分ごと”として考えてみてほしい。誰一人取り残されず、笑顔になれる社会であってほしいと願います。

そのためには、差別や偏見など心のバリアをなくして、すべてがユニバーサル化された社会を実現したい。いろんな場所に講演で呼ばれますが、「障がい者の方にどう接したらいいかわからない」という声をよく聞きます。そんなとき私は「まずは挨拶でしょ」と答えます。障がい者であろうが健常者であろうが、人と人が出会ったら挨拶から始めるものです。それに「何かあれば声をかけてくださいね」と一言添えればいいのです。「合理的配慮」と言われますが、私は「合意的配慮」と言い換えたい。「これは難しいけど、これなら対応できるね」と障がい者と健常者が歩み寄り、お互いの合意の上で共生社会を作りたいです。

私自身は、仕事への復帰や障がい者スポーツとの出会いによって人生に再び光が差しましたので、同じように障がいのある方に少しでも夢や希望を与えられるような活動をしていきたいです。励まされるよりも誰かを励ます自分でいたいので。絶対に諦めず、ポジティブに夢を追い続けていきたいです。



「みやざきの
共生社会のまなび」マーク

「誰もが共に学び、生きる社会」の 実現に向けて

宮崎県では、障がいの有無に関わらず、誰もがいつでもどこでも学べる共生社会を目指して、令和2年度より文部科学省の委託を受け「みやざきの共生社会を目指す生涯学習事業」に取り組んでいます。

地域コンソーシアム (連携協議会)の形成

特別支援学校、大学、専修学校、PTA、社会福祉協議会、企業、当事者、当事者団体、市町村・県の関係課から構成される連携協議会を設置し、本県における持続可能な共生社会の学びについて協議しています。



障がい者の 生涯学習プログラムの開発

市町村公民館や社会教育施設で、障がいの有無に関わらず誰もが参加できる講座や学習・体験プログラムのモデル開発を行っています。特別支援学校の取組推進校では、卒業後の生涯学習について学ぶ授業や体験活動等を行います。



普及啓発・情報提供

県内で行われている実践等を広く県民に周知するため、障がい者週間に合わせて、特別番組や啓発CMを放送します。本事業や県内の取組を、ホームページで発信しています。



「共に学び、生きる共生社会」 コンファレンス

障がい理解や学びの場の充実を目指して県内の実践紹介や体験ブース等を実施します。

令和8年2月7日(土)
イオンモール都城駅前 2階イオンホール 他
ハイブリッド開催(オンライン)予定

※詳細は、12月中旬に当課ホームページでお知らせします。

「障がい者の生涯学習の推進」に関する
情報はこちちら(文部科学省)



みやざき学び応援ネット
新生涯学習総合情報提供システム



お問合せ | 宮崎県教育厅生涯学習課 生涯学習推進担当 TEL.0985-26-7244

11月は「児童虐待防止推進月間」です！

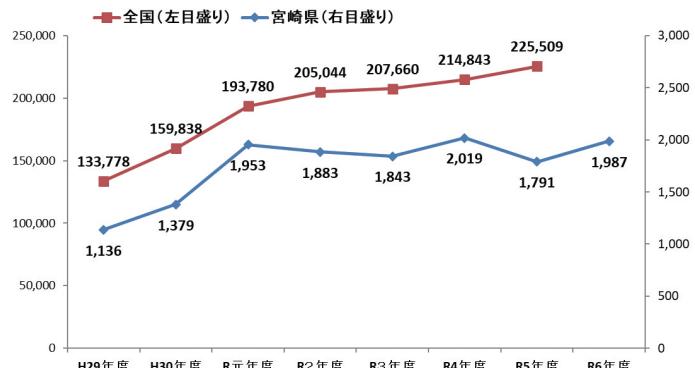


全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和5年度には**225,509件**と過去最多となり、令和6年度は県内でも**1,987件**と過去2番目に多い件数となりました。

児童虐待は子どもの心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、時として尊い命を奪うため、予防や早期発見・早期対応が不可欠です。

11月は、「児童虐待防止推進月間」です。全国各地で児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。

■ 全国及び宮崎県の児童虐待に関する相談対応件数



しつけ 躾と虐待の違いは？

しつけ
躾

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

虐待

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)です。

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響をあたえることは科学的にも明らかになっております。体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があり、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰は法律で禁止されています。



子どもが言うことを聞いてくれないときは どうしたらいいの？

Point 1 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

Point 2 「言うことを聞かない」理由を考えてみよう

Point 3 成長・発達に合わせて伝えたり手伝ってみよう

Point 4 周りの環境を整えて、叱ることを減らしてみよう

Point 5 モチベーションアップの方法を考えてみよう

Point 6 肯定形でわかりやすく、時には一緒に、お手本を

Point 7 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

詳しくはこちら！

しつけ？ 体罰？
これってどっち??

[特設サイトでCHECK] →



子育ての悩みがあるとき、または、虐待かもと思ったら、最寄りの市町村の子育て相談窓口、または児童相談所虐待対応3桁ダイヤル**「189」**へ
(相談は匿名でも可能・通話料無料)

12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。県では、拉致問題に対する県民の皆さまの関心と

認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

拉致問題の解決には「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者(17名)のうち、原敦晃さん(長崎県出身)は宮崎県内で拉致されています。また、昭和63年に行方不明となった水居明さんをはじめ北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4名おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとごとではありません。この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さまの温かいご支援とご協力をお願いします。

拉致問題に関するパネル展

期間 令和7年12月16日(火)
～12月26日(金)
会場 県庁防災庁舎1階展示スペース
(宮崎市橋通東2-10-1)

お問合せ | 宮崎県国際・経済交流課 TEL.0985-24-1132

性的マイノリティと人権

LGBTQ+って何？

「L・G・B・T・Q」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称として用いられます。「+」は、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現しています。



アウティングは絶対に禁止です。

カミングアウトとは、本人が自発的に「自らの性のあり方を自覚し、それを誰かに打ち明ける」ことを意味します。他人が、カミングアウトを受けた内容を本人の同意なしに第三者へ伝えることを「アウティング」といいます。

アウティングは重大な人権侵害です。本人の了解なしに、決して他人に話さないようにしましょう。



犯罪被害者等支援にご理解を！

～誰もが安心して暮らせる社会のために～

私たちは皆、安心して幸せに暮らす権利を持っています。しかし、もし犯罪の被害に遭ってしまったら、その生活は大きく揺るがされてしまいます。

犯罪被害に遭われた方やご家族、ご遺族は、身体的・精神的な苦痛だけでなく、医療費や失われた収入、引っ越し

などの経済的な負担、そして周囲の無理解、心ない言動、偏見や誹謗中傷（二次被害）に苦しむことがあります。また、本人だけでなくご家族もまた、深い悲しみや生活の変化に直面することが少なくありません。

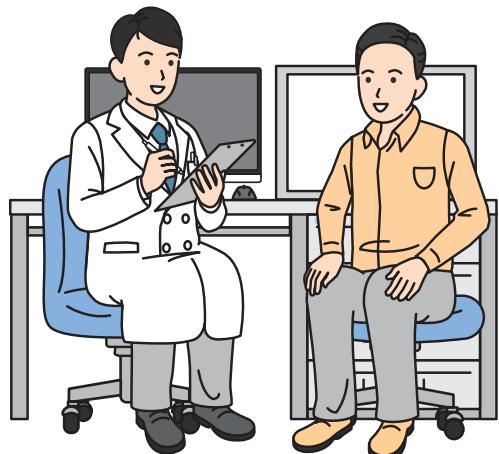
犯罪被害に遭った方への支援



経済的支援

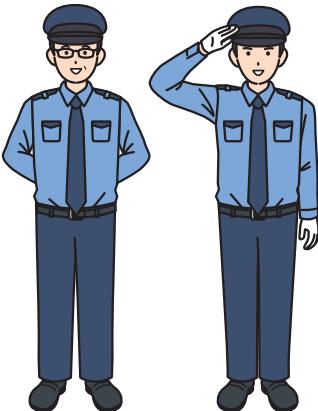
治療費や生活費、引っ越し費用など、生活を立て直すための様々な支援があります。

例：公営住宅への優先入居、犯罪被害給付制度など



精神的・身体的ケア

専門家によるカウンセリングや、医療機関との連携により、心のケアや身体の回復をサポートします。



法的支援

警察、検察、弁護士など、刑事手続きに関する情報提供や、法的なサポートを受けられます。

安全の確保

被害者やそのご家族の安全を守るための対策が講じられます。

情報提供・相談

どこに相談すれば良いか分からない場合でも、みやざき被害者支援センターや法テラスなど専門の窓口で適切な情報提供やアドバイスを受けることができます。

私たち一人ひとりにできること

犯罪被害者等支援は、国や自治体、警察、医療機関、そして多くの民間団体が連携して取り組んでいます。しかし、最も大切なのは、私たち社会に生きる一人ひとりの理解と支えです。

被害者への温かい眼差し

被害者を孤立させないよう、偏見を持たず、寄り添う気持ちを持つことが大切です。また、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう心がけましょう。



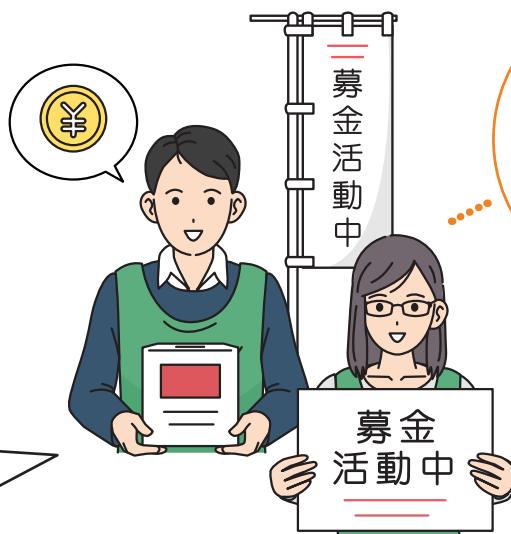
支援制度の理解

どのような支援があるのかを知り、必要な人に情報につなげることができます。



活動への参加

ボランティア活動や寄付などを通じて、支援活動に参加することもできます。



11月1日(土)から
12月1日(月)までは、
「犯罪被害者月間」です

犯罪被害は、決して特別なことではありません。誰もが被害者にも加害者にもなりうる社会だからこそ、もしもの時に備え、支え合える社会を築くことが重要です。犯罪被害に遭われた方、そしてそのご家族が、安心して再び笑顔で暮らせるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

相談窓口

公益社団法人 みやざき被害者支援センター

犯罪や交通事故の被害者が抱える不安や悩みの解決、
普段の生活を取り戻すためのサポートを無償で行う民間団体です。

みやざき な や み な し
相談専用電話 **0985-38-7830**
月～金曜日 10:00～16:00

日本司法支援センター 法テラス

国が設立した、法的トラブルを抱える人々を支援する総合案内所です。
解決に役立つ情報や支援団体、必要に応じて弁護士を紹介します。

なくこないよ
相談専用電話 **0120-079714**
月～土曜日9:00～21:00
(土曜日は17:00まで) *日曜日・祝日・年末年始は除く

MIYAZAKI JINKEN FESTA

12月4日～10日の人権週間に合わせ、「人権の大切さ」をテーマにした啓発イベントを実施します！

日時：12月6日(土) 11:00～16:00

場所：イオンモール宮崎 ヒナタテラス、レストランコート



ステージイベント

- 11:00 幼稚園生×みやざき犬 オープニングステージ
- 12:00 みやざき犬 ダンスショー
- 13:00 CLUB THE SEA HOUSE ダンスショー
- 13:30 LGBTQ OXクイズ大会
- 14:00 真北聖子 ミニトーク付きミュージックステージ
- 15:00 井上ファミリーバンド ミニトーク付きミュージックステージ

その他のイベント

- 知って答えて！
人権クイズラリー抽選会
- クリスマスワークショップ

詳細は「ジンケンジャーInstagram」をCheck!

※内容は変更になる場合があります。



vol.50

令和7年11月20日発行 通巻 第50号 ○編集・発行／宮崎県人権同和対策課（年2回発行）

宮崎県人権啓発センターのご案内

12月4日から12月10日までは「人権週間」です。この機会に人権意識をアップデートしてみませんか？

宮崎県人権啓発センターでは、企業での研修や学校での授業などに役立つDVD・図書の無料貸出を行っています。

DVDや図書の選定について、専門の職員が相談に応じます。まずは一度お越しください！



コミックコーナー

大人気コミック「ゴールデンカムイ」も全巻揃っています！



DVDコーナー

人権に関するDVDを多数取り揃えています！



勉強スペース

調べ学習などご利用ください。

民間団体等との協働による啓発イベント

| イベント名 | 内容・実施主体 | 開催日時 | 開催場所 |
|-----------------------------|---|-------------------------|-------|
| ナリワイ起業という新しい選択肢 +ワークショップ | 内閣府男女共同参画社会づくり功労者・内閣総理大臣表顕受賞者の井東敬子氏を迎へ、「わたしらしく働く」ための小さな起業＝ナリワイの可能性に迫ります。 実施主体 / スワラジ | 12月6日(土) 10:30～12:30 | 県電ホール |

※内容・開催日時・開催場所は変更される場合があります。申込方法等については宮崎県人権ホームページをご覧ください。

詳細は宮崎県人権ホームページや
Instagramをチェック！



JINKENER
Instagram

宮崎県人権啓発センター
(宮崎県人権同和対策課内)
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
県庁8号館6階(1階に物産館がある建物です)
電話 0985-32-4469
FAX 0985-32-4454
メール jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

